

# いわて奥州きらめきマラソン出展者募集要項

## 1 目的

この要項は、いわて奥州きらめきマラソンのために市を訪れる方（以下「大会参加者」という。）に、奥州市・岩手県の物産をPRし、魅力あふれるひと・文化・産業等にふれていただくため、いわて奥州きらめきマラソン（以下「大会」という。）の開催時における出展ブースの設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

## 2 設置場所

出展ブースは、大会メイン会場（奥州市役所江刺総合支所）内の、いわて奥州きらめきマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所に設置する。

## 3 開設日及び開設時間

出展ブースの開設日は大会当日限りとし、開設時間は午前7時00分から午後2時30分までとする。ただし、必要に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

## 4 募集数

最大20小間とする。

実行委員会は応募状況等に応じて、出展数を調整することができるものとする。

## 5 実行委員会枠の出展について

大会の特色を出すために地元企業・団体等に特に出展を依頼する実行委員会指定の出展枠を設定できるものとする。

## 6 出展の規模及び設備

### (1) 出展の規模

1 出展者当たり1小間（間口5.4m×奥行3.6m）を基本とし、1出展者（事業者）につき1小間までの申請とする。ただし、実行委員会は応募状況に応じて、半小間（間口2.7m×奥行3.6m）の単位で出展の調整をすることができるものとする。

### (2) 設備

1小間につき、テント1張（2間×3間）、机2台（180cm×45cm）、椅子4脚、ブースサイン（商号又は名称の表示）を実行委員会が準備するものとし、他に必要な設備は出展者が準備するものとする。半小間での出展となった場合は、それぞれ半数とする。排水設備は設置しないため出展者の責任で処理すること。その他の大会メイン会場内にある設備（電源設備含む）は実行委員会の許可なく使用してはならない。

## 7 販売品目

出展ブースの業種は、大会参加者の便宜を図るもの、市の特産品等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、販売品目は次に掲げるものとする。

### (1) スポーツ用品、サプリメント等

### (2) 飲食品

#### ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。

イ 現場調理品

現場において調理する食品は、保健所の基準に則り、適正に処理すること。

ウ アルコール類

アルコール販売について希望する場合は、事前に事務局に申請すること。

- (3) 奥州市の土産品
- (4) 岩手県の土産品
- (5) 特別協賛企業によるもの
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

8 出展申請（応募）

出展申請の受付期間は令和7年2月12日（水）から令和7年3月21日（金）までとする。

出展を希望する事業者は、実行委員会が定める期間内に、出展申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号・第2-2号・様式第3号）及び営業に必要な許認可等を受けていることを証する書類の写し並びに暴力団員及び暴力団員等と関係がないことの宣誓書（様式第4号）を添えて、実行委員会に提出するものとする。

9 出展者の選定及び出展許可書の交付

- (1) 実行委員会は、本要項に基づき、出展者を選定し、適当であると認めたものについて、出展許可書（様式第5号）を当該申請者に交付する。出展許可書の交付は、出展料の納付確認後とする。
- (2) 出展者の選考にあたっては、販売品目が偏らないよう店舗数を調整できるものとする。出展希望が出展募集数を超えるときは、市の特産品等を扱う事業者、協賛企業及び市内事業者を優先する。なお、落選理由等、選定に関する内容は公表しない。
- (3) 様式第2-2号の内容については、大会公式ホームページ等により一部または全部を公表することがあるので出展者は留意すること。

10 出展者の選定にかかる欠格事項

出展申請に際して次に掲げる事項に該当すると認められた場合は出展者として選定しない。

- (1) 法令等により許認可等を必要とする営業について、当該許認可等を受けていないこと。
- (2) 申請時から起算して過去1年以内に法令等に違反したことによる処分を受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法第2条第2号に規定する暴力団若しくは、暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (4) 販売員、従業員、調理員として、暴力団員及び暴力団員等を使用または雇用していること。
- (5) 過去大会において運営要項に抵触する行為を行い、実行委員会より指摘を受けた出展者であること。

11 出展料（大会運営協力費）

- (1) 出展者として選定を受けた者は、下表の出展料を実行委員会が定める期限までに実行委員会に納付しなければならない。

出展者区分及び出展料

区分	1小間（約20㎡）	半小間（約10㎡）
岩手県内事業所	20,000円	10,000円
岩手県外事業所	30,000円	20,000円
実行委員会枠	無料	無料

- (2) 実行委員会は、出展者が営利を目的としないと認めるとき及び実行委員会が必要と認めるときには、出展料を免除することができる。免除する者は次のとおりとする。
- ア 特別協賛者のうち、特別協賛メニューによる出展を選択した者
  - イ 社会福祉法人等の社会福祉関係団体
  - ウ その他実行委員会会長が認めた者
- (3) 出展料の免除を受けようとする者は、出展申請時に出展料免除申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 既に納付した出展料の還付はしない。ただし、特別の事由があると認めるときは、実行委員会はその全部、または一部を返還することができる。

## 12 出展ブースの設置における分担

- (1) 実行委員会は、テント、机、椅子、ブースサイン（商号又は名称の表示）の設置を分担する。
- (2) 出展者は、実行委員会が用意するもの以外の備品及び設備等の設置を分担する。実行委員会が設置を分担する以外のもは、会場内に設置されているものであっても実行委員会の許可なく使用してはならない。なお、設置に関し、法令による規制があるときは、出展者の責任及び費用負担により対応することとする。
- (3) 風雨の対応については、出展者で行うものとする。

## 13 搬入搬出

### (1) 車両

搬入搬出に使用する車両は1出展者につき最大2台までとし、出展従事者名簿等予定表（様式第3号）にて届出るものとする。実行委員会が指定する駐車場を使用できるが、会場や駐車場へ出入りする場合、実行委員会が準備する駐車許可証（複写不可）を係員に提示するものとする。なお、実行委員会は必要に応じて車両を制限することができるものとする。

### (2) 時間

商品等の搬入搬出は開設時間外に行うものとする。ただし、車両による搬入は大会前日のみとし、実行委員会が指定する時間に限るものとする。当日の搬入において、車両の使用は認めない。搬出は、実行委員会が指定した時間に実行委員会の指示に従って行うものとする。

## 14 管理運営

- (1) 出展にかかる各種届出等は出展者側にて行い、費用も出展者側が負担するものとする。選定により落選した場合も、実行委員会は負担しない。
- (2) 出展者側からの出展にかかる要望等について、希望に添えない場合があることを了承すること。
- (3) 出展における販売品及び出展者が有する備品等の管理は、出展者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に関しても、実行委員会は一切の責任を負わない。
- (4) 出展者は、大会当日に従事する販売員、従業員、調理員の中から出展責任者を定め、出展開設期間中常駐させるものとする。出展責任者に変更があったときは実行委員会に報告しなければならない。
- (5) 出展責任者は、実行委員会の指示に従い、当該出展ブースの管理運営にあたらなければならない。また、緊急時において実行委員会の連絡を受けることができるよう、携帯電話等の連絡先を出展従事者名簿等予定表（様式第3号）にて届出るものとする。
- (6) 食品を取り扱う出展責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分な注意を払うこと。消毒液等を用いて定期的な手指の消毒を従業員に徹底させるほか、従業員の指導に努めなければならない。

- (7) 火気を使用する場合は事前に実行委員会の承諾を得ること。また、消防用設備としての消火器を設置すること（スプレー式は除く）。
- (8) 電源は出展者の持ち込みの発電機等で得ること。会場敷地内（庁舎内）の電源に機器を接続しないこと。
- (9) 実行委員会で台車を数台用意しているが、大会運営にかかるその他用務にも使用するものであるため、必要であれば適宜出展者が用意すること。

#### 15 禁止事項

出展者及びその販売員、従業員、調理員は、次に掲げる行為をしてはならない。実行委員会にこれらの禁止事項が指摘された場合は、次回大会以降の出展申請を受け付けないこととする。

- (1) 出展者の権利を第三者に譲渡、転貸又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 来場者に不快感を与える言動や迷惑行為を行うこと。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (5) 危険物等を展示及び販売すること。
- (6) 販売員、従業員、調理員は予め申請のあった以外の者が従事すること。
- (7) 許可された品目・サービス（予め申請のあった品目及びサービス）以外のものを販売・展示すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。
- (10) 酒気を帯びた状態で出展すること。
- (11) その他大会運営に支障があるような行為をすること。

#### 16 遵守事項

出展者及びその販売員、従業員、調理員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出展ブース内で発生したごみの処理は出展者の責任において行い、環境美化に努めること。
- (2) 販売商品や展示品の搬入搬出に使用する車両は、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。
- (3) 販売品等の搬入、陳列は大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示した時間までに完了し、搬出は開設時間終了後速やかに行うこと。
- (4) 開設時間を通じて出展するものとし、途中開店及び途中閉店を行わないこと。
- (5) 服装は清潔で従業員であることが確認できるものを着用すること。
- (6) 接客に当たっては、大会参加者に好感を与えるよう親切、丁寧な対応を心がけること。
- (7) 商品には、販売価格を明示する等、適切な表示を行うこと。
- (8) その他、関係法令等を遵守するとともに、実行委員会の指示に従うこと。

#### 17 事故等の処理

出展ブースにおいて事故等が発生した場合は、出展責任者は直ちに実行委員会に連絡するとともに、事故処理にあたらなければならない。なお、損害保険等への加入は出展者の責任において行うものとする。

#### 18 損害賠償

出展者及びその販売員、従業員、調理員が会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 19 許可の取消し

実行委員会は、出展者が次のいずれかに該当したときは、出展許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 大会当日の実行委員会の巡回によりこの要項に違反していることを確知したとき。
- (3) その他実行委員会が不適当と認めたとき。

## 20 原状回復

出展者は、開設時間終了後速やかに出展に要した物品等を搬出して原状回復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

## 21 出展報告

出展者は、出展後、出展報告書（様式第7号）（以下、「報告書」という。）を実行委員会が定める期限までに提出するものとする。なお、経済波及効果を測るため、総売上金額を申告するものとする。

## 22 書類の提出および問い合わせ先

〒023-1192

岩手県奥州市江刺大通り1番8号 奥州市江刺総合支所内

いわて奥州きらめきマラソン実行委員会事務局

電話 0197-34-2498

電子メール oshukirameki@city.oshu.iwate.jp

## 23 その他

- (1) 出展料の納付期限は令和7年4月18日（金）までとする。
- (2) 実行委員会は必要に応じて出展者説明会等を行うものとする。説明会には必ず各店舗1人以上出席するものとし、欠席した場合には選定を取り消す場合があるため十分注意すること。  
（出展者説明会は令和7年4月18日（金） 江刺総合支所内において開催予定）
- (3) 出展エリアの配置は実行委員会が決定する。
- (4) 実行委員会は、申請書類の内容確認のため、申請書類を関係官庁に提出して照会または調査を依頼することができるものとする。
- (5) 大会会場では、ランナーに向けたふるまい、大会関係者への斡旋弁当、ゴール後給水用飲料等の配布が実施される予定であることを考慮すること。
- (6) 名義貸しは認めない。実行委員会は名義貸しと判断した時点で出展許可を取り消すことができるものとする。
- (7) この要項に定めるもののほか、出展ブースの設置及び運営に関し必要な事項は別に定める。